

YASKOレポート

衆議院埼玉県第7区【川越市・富士見市・ふじみ野市（旧上福岡市）】

発行元：未来政策研究会（衆議院議員小宮山泰子事務所）

川越市新富町1-18-6-2F

電話 049(222)2900 FAX 049(225)2001

E-Mail komiyama@yasko.net ホームページ http://www.yasko.net/

携帯版
ホームページ生活の党・衆議院議員
小宮山泰子生活の党 小沢一郎 代表
『憲法』講演会のご案内生活の党小沢一郎代表を講師に迎え『憲法』講演会を開催いたします。
皆様からの、お問合せ、参加申し込み、心よりお待ち申し上げます。

【日時】 2014年 5月24日（土）16:00開会予定（注1）

【会場】 川越プリンスホテル 5F「ティーローズ」

【参加費】 入場無料 ※申込先着順

【講師】 生活の党代表・衆議院議員 小沢一郎 先生

【内容】 小沢一郎代表による憲法論講演

【申込先】 衆議院議員小宮山泰子事務所・生活の党埼玉県第7区総支部まで、FAX、メール、電話、郵送などにてお申込み下さい。（注1）開催時間等、変更となる場合がございます。



小沢一郎代表講演会参加申込書 返信先 ⇒ FAX049(225)2001

ふりがな ご芳名			
ご住所			
TEL		FAX	
貴社名 貴団体			

【 2014年 小宮山泰子国会質疑一覧 】

- 2月13日（木） 予算委員会 平成26年度予算審議 日本の伝統文化を活かしたくにつくりについて等
 2月24日（月） 予算委員会 仮設住宅関連、子ども被災者支援法関連、設計労務単価、地図作成事業について等
 2月25日（火） 災害対策特別委員会 大雪災害への対応について
 2月26日（水） 予算委員会分科会 国土交通省所管事項についての審議
 3月12日（水） 災害対策特別委員会 災害対策に資する地籍調査、津波避難建築物、障害者権利条約批准関係等
 4月 2日（金） 内閣委員会 「独立行政法人日本医療研究開発機構法案」及び「健康・医療戦略推進法案」審議
 4月17日（木） 憲法審査会 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」審議
 4月18日（金） 内閣委員会 死因究明等の推進について、再チャレンジについて
 4月25日（金） 外務委員会 一般質疑にて質問予定

小宮山泰子国政報告会のご案内

参加費無料、事前のご連絡無しでご参加いただけますので、お誘い合わせの上、お気軽にご来場ください。

（※日程は変更となる場合がございます。）

【日時】 2014年6月14日（土）15:30-16:30

【会場】 本川越戸田ビル2階会議室
川越市新富町1-18-6

【問合せ先】 衆議院議員小宮山泰子事務所

衆議院議員小宮山泰子プロフィール

1965年生まれ、NTT社員、埼玉県議会議員を経て2003年11月衆院初当選。2012年7月消費税増税に反対し新党結党参加。2012年12月、4期目当選。生活の党国会対策委員長、衆議院議院運営委員・災害対策委員、元農林水産委員長。

安心して暮らせる日本をつくるため奮闘中！



生活の党

People's Life Party

埼玉県第7区総支部長
衆議院議員 **小宮山泰子**

【川越市・富士見市・ふじみ野市(旧上福岡市)】

生活の党埼玉県第7区総支部

国会事務所

〒350-0043

〒100-8981

川越市新富町1-18-6-2 F

千代田区永田町2-2-1-607

TEL 049(225)2000 FAX 049(225)2001

TEL 03(3581)5111

E-Mail komiyama@yasko.net

http://www.yasko.net/

発行：生活の党本部 ■平成 26 年 (2014 年) 4 月 19 日 ■〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目12 番8 号 永田町SR ビル3F
■ Tel. 03-5501-2200 ■ Fax. 03-5501-2202 ■ E-mail: info@seikatsu1.jp ■ホームページhttp://www.seikatsu1.jp/

小沢 一郎代表 提言

日本国憲法、国連憲章、

日米安全保障条約が三位一体となり

日本と世界の平和を実現する

自衛権は自然権として

どの国も持っている

日本国憲法では自衛権についての明確な規定がありません。それ故、新たに加えようという議論もありますが、他国を見ても憲法で自衛権について明記しているものはほとんどありません。これは、自衛権は自然権として憲法を超えて国際的に認められているものであり、あえて明記する必要がないからです。自衛権については国連憲章五十一条でもはっきり認めており、日本も個別的・集团的を問わず自衛権を自然権として保持し、これを行使できると考えられます。

日本の安全に直接関係しない場合は自衛権は行使できない

では、無制限に自衛権を行使できるかといえば、そんなことはありません。日本には憲法九条があります。これに則り判断すると、①急迫不正の侵害が日本にあったとき、すなわち日本が直接攻撃を受けたときと、もう一つは、②周辺事態法にいう、放置すれば我が国が攻撃を受ける可能性があるなどの日本の安全が脅かされる場合、この二点に限って日本は自衛

権を行使できると解釈できます。

一方、憲法九条では、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としています。したがって、上記①と②以外の場合、つまり日本の安全に直接関係のない国際紛争を解決する手段として、自衛権を行使してはいけないうのが憲法九条の考えです。

なお、政府は集团的自衛権について特定の事例を想定して限定的に容認する方向を考えているといえます。しかし、戦争という特殊な状態におけることを今から個別の事態として想定し限定できるとはとうてい思えませんので、この議論はまったく意味を成しません。ですから、現行の日本国憲法下では日本と直接関係のない国際紛争に集团的自衛権の名の下で武力行使を含めた行動をとることは許されないと原則を明確にし、共通認識としておくべきです。国際紛争を解決するための行動は国連指揮下で

それでは、日本は自国のことだけを考え、国際平和に協力しないのかという反論があります。そんなことはありません。日本国憲法前文では、国際社会の一員として

国際平和に努めることが高らかに謳われており、日本が国際連合に加盟するときも、あらゆる手段を持って国際平和に協力することを国際的に宣言しています。

具体的には、日本が直接攻撃を受けたものではない国際紛争については、国連の決定に従い国連の行動に日本が参加することで、世界平和を維持していくというのが、日本国憲法の理念です。

日米安全保障条約と

国連憲章は表裏一体の関係

そうすると今度は、日米同盟と国連中心主義は矛盾するという人がいます。しかし、日米安全保障条約五条には、加盟国による自衛権の行使は国連が必要な措置をとるまでの暫定的な性格のものであることが記されています。これは国連憲章五十一条と表裏一体の関係といえます。

つまり、日本が他国から攻撃された場合、国連が何らかの行動をとるまでの間、タイムラグが生じます。その間は日米安全保障条約に基づき、日米が共同で反撃して日本を守る。しかし、ひとたび国連で何らかの決定が下された場合は、日米ともにその決定に従って行動するというのが日米安全保障条約五条です。

このように、日本国憲法と国連憲章、日米安全保障条約は何ら矛盾するものではなく、論理的に明快なものなのです。ですから、これが三位一体となって、日本の安全保障と国際平和を維持していくべきだと私は思います。

党員・サポーター募集中！

お申込は生活の党埼玉県第7区総支部 (Tel 049-225-2000) へ。

党員とは？

◆党費4,000円、有効期限1年。◆

資格：生活の党の基本理念及び基本政策に賛同する18歳以上の日本国民の方。

権利：代表選挙の投票権（代表選挙年、告示3ヶ月前までに登録した者）、党本部発行の機関紙の配布、総支部発行の機関紙の配布、党の運営や活動、政策づくりに参画

サポーターとは？

◆会費2,000円、有効期限1年。◆

資格：生活の党の基本理念及び基本政策に賛同する18歳以上の日本国民の方。

権利：代表選挙の投票権（代表選挙年、告示3ヶ月前までに登録した者）、党本部発行の機関紙の配布、総支部主催の講習会・勉強会・イベント・選挙・ボランティアに参加

生活の党 小沢一郎 代表 『憲法』講演会申込書

返信先 ⇒ FAX049(225)2001

【日時】 5月24日(土)
【会場】 川越プリンスホテル
5F「ティーローズ」
【参加費】 入場無料 ※申込先着順

ふりがな ご芳名			
ご住所			
TEL		FAX	
貴社名 貴団体			

ふりがな ご芳名			
ご住所			
TEL		FAX	
貴社名 貴団体			

ふりがな ご芳名			
ご住所			
TEL		FAX	
貴社名 貴団体			

ふりがな ご芳名			
ご住所			
TEL		FAX	
貴社名 貴団体			